

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年12月16日（金曜日）

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時27分 散会

付託事件

議案第103号，議案第104号，議案第108号，議案第109号，議案第113号，議案第115号，議案第122号，議案第123号，議案第124号，議案第125号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第127号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第128号，議案第131号，議案第132号，平成28年請願第3号，平成28年請願第5号，平成28年陳情第1号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例
- ② 議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第109号 指定管理者の指定について（子育て支援・多世代交流センター）
- ⑤ 議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について
- ⑥ 議案第115号 （仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更について
- ⑦ 議案第122号 財産の取得について（学校給食用容器（その1））
- ⑧ 議案第123号 財産の取得について（学校給食用容器（その2））
- ⑨ 議案第124号 財産の取得について（学校給食用容器（その3））
- ⑩ 議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ⑪ 議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）
- ⑬ 議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑭ 議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

(2) 請願・陳情審査

- ① 平成28年請願第3号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成28年陳情第1号 朝鮮学校公費助成金交付凍結解除を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	田口米蔵君	副委員長	堀江恵子君
委員	田中真己君	委員	木本信太郎君
委員	高倉富士男君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 須田浩和君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所長	根本一夫君	保健福祉部 参事	長須賀良明君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根明子君	福祉総務課長	小山忠君
生活福祉課長	斉藤博之君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	谷津好行君	介護保険課長	荻沼学君
保健所準備 課長	小林秀一郎君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部技監	綿引信明君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉直紀君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大越唯行君	北消防署長	鈴木豊君
南消防署長	石川隆君	火災予防課長	大内康弘君
救急課長	石田宏一君		
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君

教育委員会 事務局教育部 参事	今	川	宗	男	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木	秀	樹	君	
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	総合教育研究 所 長	小	野	司	寿男	君
教育企画課長	三	宅		修	君	幼児教育課長	鈴木			功	君
学校施設課長	埜		敏	之	君	生涯学習課長	大	澤	秀	樹	君
歴史文化財 課 長	白	石	嘉	亮	君	総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄子	君
内原中央公民 館 長	龍	田		理	君						
6 事務局職員出席者											
総務課 庶務係 長	綱	島	卓	也	君	書記	嘉	成	将	大	君

午前10時 3分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告します。

本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○田口委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第103号ほか13件、それに請願陳情3件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第103号ほか13件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、昨日に引き続きまして、付託議案について、順次、質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第115号（仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 昨日はこの設置、管理に関する条例のほうの質疑をしたわけですが、今回の契約変更の理由は、労務単価の増額ということですので、それは当然国の定めに応じて必要な変更であろうというふうに理解をしているところであります。

これに関連して参考資料に基づいて幾つか聞きたいんですが、工期については平成29年2月15日までということではありますが、先日ちょっと見学させていただいたときはまだ内装もこれからとか、外構も全然まだこれからなのかなという状況が見てとれたんですけども、これは工期どおりに終わるという見込みでいらっしゃるのかという点をお聞きしたいというのが1つです。

それから、配置図とか案内図もつけていただいておりますが、5ページに1階平面図と6ページに2階平面図というふうになってはいますが、昨日の質疑でも障害を持つお子さんあるいはその疑いのあるお子さんに対して、言語聴覚士ですとか社会福祉士、保育士等の人員増も含めた対応をしていくというようなこととお話がありました。またその地域交流スペースもホールの隣のプレイルームというところというお話もありましたが、集団指導室1と2と3と、それから2階にも相談室があるんですが、その活用の方針というか、いわゆる日常的な療育指導もこれまでよりも部屋がふえるということになれば、その子に応じた指導が分かれて行われるとかですね、小学校以降の18歳までの子の対応というのはどういうふうな部屋をどういうふうに使ってというふうな今の段階で何かお考えがあれば、その辺もあわせてお聞かせいただければと思います。

以上です。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、工期が平成29年2月15日までとなっております、工事の進捗状況でございますが、現在内装工事に取りかかっておりまして電気工事等を中心にとり行っている状況でございます。工事につきましてはおおむね順調に進んでおりまして、工期内の完成に十分な工事の進捗状況となっております。

続きまして、2点目の配置図に基づきます各集団指導室等の利用につきましては、資料の5ページの平面図をごらんいただきまして、中ほどに集団指導室2、集団指導室3でございますが、現在の療育センターですと、この指導室が1室になっているような状況でございます。こちらの狭いスペースで主に着座での療育指導等を行いまして、左側に大きな集団指導室1という部屋がございますが、こちらで体の運動等を行うようなより活動的な内容の療育を行う予定を考えております。

現在、集団指導室2、3につきましては、それぞれのクラスで独立した使用を前提として考えておりまして、集団指導室1につきましては時間をずらしまして、2クラスが使うような形となっておりますので、現在の療育センターに比べまして指導人数も倍のお子さんを受けられるような体制で進んでいける予定を考えております。

それと、資料の6ページでございますが、こちらは建物の2階部分でございますが、1階部分に相談室1を設けまして、そちらは外部から靴を履いたまま相談に来ていただける相談室でございますけれども、6ページに記載してございます相談室2及び相談室3につきましては、より個別の相談をお受けするようなことを考えております。相談室3に限りましては和室としておりまして、未歩行児を含めまして小さなお子様をお連れの保護者の方の相談等に対応するため設けたものでございます。同時に、言語指導室も2室設けておりますので、そちらも言語聴覚士を新たに現在の1名から2名に増員する計画をしておりますので、より多くの言語指導を行っていくことが可能となっております。

ページを5ページにお戻りいただきまして、スロープを通りましてホール1がございまして、その隣に相談室1がございまして、こちらにつきましては、18歳までのお子様に対しまして障害児通所支援並びに障害者総合支援法の福祉サービスの申請をいただくために新たな機能を設けますので、そちらで相談をお受けするような予定を考えております。

説明につきましては以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 詳しい御説明ありがとうございました。

予定どおりということによかったと思います。その間合いですね、庭なんかもちよっと形は変形で狭いのかなと思いましたが、行ってみればそこそこ芝生などを張れば遊べるスペースとしては活用可能な広さかなとは思って帰ってきたんですけども、今後安全な工事に努めていただいて、あわせてこの前面の県道石川袴塚線、少し行くと曙町の変則交差点がある場所でもあるので、その辺の安全対策等も含めてぜひいい施設として完成できるように取り組んでいただければと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 この議案第115号については、労務単価のことでございますので、適切な対応をされている

ということで、これについては了解しているんですが、オープンに向けて今条例整備と施設整備のほうがいよいよ最後の大きめということで、ちょっと1点だけ心配するのがやはり駐車場の問題なんですけど、今回その利用者の幅が広がるということで、来所する方もふえるのかなと思うんですが、駐車スペースが20台程度ですか、公共交通を使えるということですけども、実際にはやはり障害を抱えているお子さんが多いわけですから、家族が連れ添って車で来るケースがほとんどなのかなと思うんですね。そういった場合にこのスペースで足りるのかどうか。これはオープンしてみないとわかりませんが、例えばどうしても狭隘になってしまうといった場合に、今後ほかの駐車場をどうするんだとか、そういった問題も出てくるのかなと思うんですが、その辺についての考えというか、どういう対応を考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの高倉委員の御質問でございますが、おっしゃっていただきましたとおり、現在20台の駐車スペースを確保している状況でございます。利用の平均につきましては、約7名程度の児童を1クラスとして考えておりますので、利用室等に関しての車の来所につきましては、20台で十分足りるものと現在は考えております。ただ、新たに相談を行っていく予定でおりますので、運用していく中で20台ではなかなかスペースが足りないということであれば、近隣に今現在工事関係車両の職員が確保している駐車場等もございますので、そういった民間の駐車場等利用できるスペースがあれば、そちらを確保していくような形で、運用の状況に応じましてそのあたりは柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

これからの運用状況で対応も考えてくださるということで、やはり来所者が本当に安心して来れるように、多分これから来る方がふえていくんだろうなと思うんですね。だからそこは十分に踏まえた対応を今後考えてくださればと思いますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回の請負契約の件なんですけれども、これ課長が直接やっているわけじゃないと思うんですけどもね、今回そもそも落札率が非常に興味深い数字だったというのがまず前提にあったということで、要は非常に高い落札率だったと。そこにおいてまた今回増額ですよ、89万6,400円ということで。その変更理由というのがあくまでも技能労働者の適正な賃金水準を確保するためということで、理由には私は全然賛同するものなんです。しっかりとした積算根拠も示されているんですが、この変更理由がそもそも実際に会社に適用されるのかどうかというところが非常に——一般的な感覚で大変恐縮なんですけれども、要は技能労働者の適正な賃金水準を確保するために増額するんだって話ですよ。であれば、通常は分配されるべきものはずですよ、変更理由としては。ただ、そんなことが実際あるのかどうかということを知りたいんです。そこをお答えいただければ。

○田口委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 このたびの技能労働者に対します労務単価の改正につきましては、単価が改正となる項目が決まっておりますので、それに基づいて積算をしまして業者のほうに提示して業者から申請を上げてきたような形になっておりますので、その適用する業務に対して価格を上げていくという形でございますので、そこにつきましては業者のほうで上げた分に対しては労働者へ還元されるものと考えております。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 私も本来は変更理由からすればそうだと思うんですね。ただ、恐らく働いていて給料でやっ
ていて、毎日いろんな仕事をやっている中の1つの工事だから、ここだけの仕事でばっと上がることはな
かなか考えにくいんですけども、私が何が言いたいかというと、例えばこれを知った労働者はどう思うのか
と思ったんですね。要は技能労働者の適正な賃金水準を確保するために今回増額したわけですね。けれ
ども働いている方がこれを知った場合、いや、全然うちら何のあれもないよっていうふうになったときに、
どういう説明をするのかなと思ったんですね。まずは会社側との雇用契約の問題の話になってしまいま
すけれども、ただそういった部分をどこまで雇用者側と労働者側の契約にね、行政がどうこうって言うのはあれ
ですけども、ただ言えることは、増額する以上変更理由はこういうことだということではぜひ先方に踏
まえていただきたいなど。これは障害福祉課の課長に言って、それが通じるのかどうかわかりませんけれ
ども、やっぱり変更理由はしっかり伝えるべきだなということで、技能労働者の適正な賃金水準の確保の
ために上げているんだということではぜひ相手方にはしっかりと伝えていただきたいということございま
す。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第115号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第122号 財産の取得について（学校給食用容器（その1））についてでございますが、議
案第123号 財産の取得について（学校給食用容器（その2））及び議案第124号 財産の取得につ
いて（学校給食用容器（その3））につきましても、関連がございますので、議案の説明と同様にこれらの議
案を一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第122号、議案第123号及び議案第124号について、質疑のある方発言を願います。
高倉委員。

○高倉委員 議案第122号から第124号についてちょっとお聞きしたいんですが、まず基本的なことを
お聞きしたいんですが、今回給食用のいろいろな容器を購入すると、財産の取得ということなんですが、こ
れまでの洗浄用の容器であるとか配送用の容器は、今現在の学校給食共同調理場で使っているシステムと、
今度新しくなるシステムで違うのか、洗浄なんかも含めてそういうシステム、オペレーションなんかが変
わっていくのかどうか、まずそこを確認させてもらいたい。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 高倉委員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の学校給食共同調理場と新たな学校給食共同調理場における食缶等洗浄の流れの違いでございますが、まず今回議案として提出しております学校へ給食を運ぶための容器につきましては、今回ステンレス製で二重構造となっております保温・保冷性能のよりすぐれたものの購入をしていくことになっております。これまでですと二重構造ではございませんでしたので、保温性能、保冷性能からいきますと劣る部分があったものでございます。

洗浄のほうにつきましても、新たな学校給食共同調理場においては、基本的にかごと洗浄という機能のある洗浄機の導入が図られることになっておりまして、学校へ配送して回収したお盆、トレー等お皿のものについては、かごに入れたまま洗浄ができ、入れかえ作業の時間とか作業員の労働量の軽減を図られるようなシステムを導入してまいります。その点が大きく違う点になっております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 これまでと洗浄であるとか、保温能力なんかが変わるということなんですね。前にこういう調理場の図面をいただきまして、ここに洗浄室のラインがあって、このシステム自体が新しいものになって、それに伴ってこういう機器を今回調達するということですね。

この仕様書を見ますと、これは指定品ということで、このメーカーのものが指定されているということなんですが、そうしますと今かごと洗ったりするというので、やはりそのメーカーのシステムを使うからこういうものが指定されるということなんですね。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 高倉委員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、共同調理場の整備に当たりましては、こういった洗浄機器等をどういったものを入れれば初期のコストとランニングコストが一番安価で効率的にできるのかということで、事前に検討をさせていただきました。各厨房メーカーに提案を出していただきまして、初期の導入のコストと10年間のランニングコストのほうを算出した結果、中西製作所さんという業者さんの機器を導入するというので、実施設計のほうへも反映させていただいておりました。

この機器のメーカーが決定した関係がございまして、その洗浄に当たりまして各メーカーによって専用のケージ用のかごを用いて洗浄するようなシステムとなっておりますことから、今回中西製作所製のかご等の指定をさせていただいたところでございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

それによっていろんな作業の負荷も軽減されるということもあるわけですね。了解しました。

最後にもう1点だけ聞きたいんですが、今回食缶であるとかいろいろな配送用のものも含めて、3つの議案になっていまして、3件に分割して発注をしたということですがけれども、この理由についてお聞かせください。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 高倉委員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、中西製作所製の容器類ということでの購入でございました。3件に分割させていただきました理由でございますが、こちらの食器の取り扱いの業者は、市内に登録業者が食器関係で10社ございまして、まず市内の業者さんの受注機会の拡大を図るという観点から3分割という形での契約とさせていただいたところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、なるべくおいしい給食をとということが求められると思いますが、まず聞きたいのが、ここに今回出ているものは、保温食缶とか洗浄のかごですよ、その肝心の子どもたちが使う食器とか箸とかそういうものはもうそろえてあるということなんでしょうか、また別に契約するということなんでしょうか。

何か、「みとちゃん」があしらわれた食器になるとかという話もちょっと聞いたんですけども、それはもう既にあるものなんでしょうか。その辺をお聞かせいただけますか。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをさせていただきます。

食器類につきましては、1月に購入の手続を進めることで今準備を進めております。ただいま、「みとちゃん」の絵柄のお話もございましたが、小学校におきましてはお皿のところに「みとちゃん」のイラストをあしらった容器を使っております、今回購入する予定の中学校で使用する容器につきましても、「みとちゃん」のマークを入れたもので統一を図っていきたいと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それで、さっき温かいものと冷たいものの保温機能が高まるというんですが、流れを教えてほしいんですけども、共同調理場でつくります、そこから食缶に詰めたりしてトラックで運び、各校の配膳室に行って子どもたちの食事が配膳されるという、要するにどのぐらい時間がかかって、保温機能というのはどれくらいあるのかということを知りたいんです。遠い学校、近い学校といろいろあると思うんですけども、配送ルートの問題とかいろいろ考えなきゃいけないこともあるのかなと思うんですけども、新たに四中とか大規模校も入りますので、その辺の対応策を何かお考えであればお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

給食配送の流れにつきましては、ただいま田中委員さんがおっしゃったように学校給食共同調理場で調理が完了したものを、食器とおかずにつきましてはコンテナに入れまして配送業者のほうで輸送をすることとなります。各受配校に着きましたら、配膳のパートさんがいらっしゃいますので、そこで各学校ごとクラス単位で配膳ができるような状態に整えまして、各クラスにおきましては給食を喫食することとなります。その後、食べ終わったものをまた受配校の中で回収してコンテナに詰めまして配送業者により共同調理場のほうへ戻ってくるということになります。こちらの一連の流れの中で、学校給食の管理基準の中で2時間以内の喫食が望ましいということになっておりまして、共同調理場から各学校に配膳して給食を食べるまで、今

現在の想定での配送ルートといたしまして、これまで7ルートで配送していたものを11ルートで計画しております。配送ルートで一番時間がかかるところは70分程度を予定しておるところですので、2時間以内に間違いなく給食を食べるような環境は整えて対応できるものと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

それで、よりおいしい給食が提供できる体制ができるように準備もいろいろ大変でしょうけれども、取り組んでいただきたいと思います。先ほどこの中西製作所製の件の説明があつたんですけれども、仕様書と入札調書がございますけれども、その入札調書にかかわって言いますと、その1ですと落札率が57.7%、その2ですと68.9%、その3だと72.3%というふうに段々上がっているというか差があるけれども、これはどういうふうに見たらいいのかということで、結局その中西製作所との取引実績等があるところは安く入れられたのかなというような気もしますが、ともかくこの入札の流れについてどう考えたらいいのかお示しいただきたいのと、あとはこれは最初に入れるわけですよ、つまり、オープンに合わせて導入するんでしょうけれども、これはどれくらい耐久性があるものなのかということを知りたいんです。今使っているさまざまなかごとかは、廃棄せざるを得ないということなんじゃないかな。例えば、調理場で使っているものがいろいろあります。例えば四中でも自校で使っているようなものがあると思うんですよ。それは必要なくなるんだと思うんですけれども、その辺は何か対応策があればお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

落札率の部分でございますが、今回の入札につきましては全て電子入札で行われております。3件の分割にしましたので、取りおり方式ということで1件の落札者に決定した業者さんは次の入札には参加できないということで、順番に進められたわけございまして、まず開札の順番といたしましては、その3が最初に入札が行われました。その次にその2。その次がその1という順番でございまして、最初の落札者が次の入札では参加していない状態が調書のほうにも記載してございまして、その2におきましては、その3の落札者が省かれております。その1の入札に当たっては、その2とその3の業者さんが除かれているということで、一番落札率の低かったその1の落札業者さんは、中西製作所さんの代理店さんであったということは情報としてつかんでいるところでございます。

あと、食器の耐久性につきましては、洗浄作業、給食を食べることによつての消耗を踏まえて、5年間は使用できる耐久性を十分に有しているものということで考えております。

あと、今使っているかご等の扱いでございますが、今のところはステンレス製のものを使っておりますので、業者のほうで回収してリサイクルをしていただくように考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

先ほどの御説明のとおり、配送ルートが変わったり、受け入れる側の学校との打ち合わせというか、スムーズに搬入できるように配膳のパートさんとのやりとりとかいろいろやることがあるんだろうというふう

に思いますので、スムーズに移行できるように取り組んでいただければなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 洗う入れ物が決まると、こういうことでありますし、順調に進んでいるのかなというふうに思いますが、ここにもあるように機械が決まるとメーカーが決まるんですね。かごのメーカーが決まった。かごのメーカーが決まると今度は食器のメーカーが決まるというようなことになってしまうんだと思うんですね。

やはりそれは逆に言うと、競争の原理をどのように働かせるかということになるというふうに思うんですよ。このかごに入る今使っている食器のメーカーというのは何社ぐらいあるんでしょうか。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの袴塚委員さんの御質問にお答えいたします。ただいま使用しております食器のメーカーは2社でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、この2社のうち、このかごにびたりと入るメーカーとびたりと入らないメーカーがあるね。そうすると次のこの食器の購入に当たると、当然ながらびたりと入るメーカーが優利になってしまうんで、この辺については、今2つのメーカーを水戸市は使っていますよと、こういうことであるとすれば、それがびたりと入るか入らないか、当然ながら輸送とか洗浄効率とかを考えると、当然ながらびたりと入ってある程度の方が消化できると、これが一番いいわけなんだけれども、そうすると水戸市はこの食器メーカー1社に偏ってしまうことになっちゃうね。そういうことになると、今度は高値安定型の補充入札になってしまうんで、将来のことを考えれば当然ながらやはりこの食器についても2社が入れるような入札の形態。これを3つに分けたということは受注機会があったほうがいいんだという観点だというふうに思いますんで、食器の購入に当たってもやっぱり受注機会の拡大ということは当然ながら言えるわけですから、そういうふうな入札の仕方もしくは購入の仕方をぜひ考えていただいて、4月からの円滑なスタートに備えていただきたい。意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第122号、議案第123号及び議案第124号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の6ページ、7ページで児童福祉総務費の件をお聞きしたいと思います。

民間児童福祉施設整備事業補助金ということで、3,399万円という予算がございます。これは病児保育の施設のためという御説明だったんですけれども、具体的に何をどういうふうにするものなのかということで、病気のお子さんあるいはその回復期のお子さんの保育ということのかなと思うんですけれども、そ

うは言ってもその条件がどうなのかとか、必要な体制もいろいろあるんだろうと思うんですね。ですから、これまでの既実績のある保育所等もあるのかなと思うので、その辺の状況とあわせて、どういうふうこれが執行される予定なのかお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、病児保育事業の整備費の補助を行うものでございまして、実際は整備費の補助ということでございます。整備費につきましては、国の基準額がありまして、国、県、市でそれぞれ基準額の10分の3ずつ、事業者が10分の1というような基準額になってございます。それ以上のものにつきましては、事業主の負担ということになります。

それで、病児保育事業ということで、保育所、幼稚園等に通っている児童が病気等で保護者の方が仕事などで見られないというお子さんを預かるという事業でございまして、実際現在は市内に病児保育事業といたしまして2カ所、病後児保育事業といたしまして日赤乳児院を含めまして3カ所の施設がございまして。その中で平成27年度の実績でございますけれども、病児保育事業ですと延べで260人、病後児保育事業ですと延べで162人の児童をお預かりしております。

病児保育、病後児保育の違いにつきましては、病児保育については児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない児童ということになっております。また、病後児保育につきましては児童が病気回復期にありまして、かつ集団保育が困難な場合についてお預かりするような形になっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 子どもの病気はいろいろありますが、その判定はお医者さんがしなきゃならないと思うんですけれども、すぐ治る子もいれば長引く子もいたりして、非常に流動的だと思うんですけれどもね。自分が行っている保育所じゃないところに行くということになることもあると思うんですが、そうするといろんな病気の子がそこでまざっちゃうというようなことはないのかとか、その辺はどういうふうな状況なんだろうか。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、病児保育、病後児保育に預ける場合ですね、今日病気になったから今日預けますというようなことは実際はできないことでありまして、保育所ではあらかじめ登録制にしておきまして、預ける際には電話で予約して、今日じゃなくて明日とかあさってとかという形になると思うんですが、実際はお医者さんの診断を受けて病名を確認いたしまして、こういう病名でこういった状況ですということをもって預ける形になりますので、その中でも感染症といったひどい場合につきましては、各保育所のほうでも預かれないという場合ももちろんございます。そちらにつきましては、医師の診断を受けて預けるということになります。

また、病児保育事業につきましては、その保育所に通っている児童でなくても、市内どこでも、違う保育所に通っている子どもでもお預かりできるということで、実際は初めて行くような場所もあると思いますが、保育所のほうに確認しましたところ、やはりふだんほかの保育所で集団生活になれているというのは変です

けれども、集団保育されているので、最初はちょっと戸惑って泣いている場合もありますけれども、そちらにつきまちはなれということもあるので、半日ぐらい場合によっては泣いていますけれども、午後になれば落ちつくというようなこともあるというようなことを聞いております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

施設整備というお話だったので、これは新規につくるということなんだろうと思うんですけども、建屋が既にあって、そういった病気の子ですから、隔離と言ってしまう言葉がきついかれども、要するに別棟をつくるというようなイメージでいればいいんでしょうかね。

それから、そういう子ですから、例えば看護師さんとか保育士さんだけでは十分じゃないのかなとも思うんですけども、この事業をやる側の事業者の必要な体制というのは特別何かないのか、その点だけ聞いて終わりたいと思います。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の補助につきましては、子ども・子育て支援整備交付金ということでありまして、実際は新規に施設をつくることを対象として募集をいたしました。既存の施設ではなくて新規ということでございます。

それで、その体制といたしましては、やはり病児保育事業をやるに当たりましては、児童3名当たり1人の看護師、そして児童10名当たり1人の保育士というのが要件になっております。ですから、専門の看護師さんと保育士さんがいて、病児保育を行うということになっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、看護師さんとか保育士さんというのは、事業者としてはこれができた段階で雇用する。雇用については別に何か行政の支援策というのはあるのでしょうか。それはないんでしょうかね。その点だけお聞かせいただきたい。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、看護師、保育士につきましては必置ということになります。病児保育事業につきましては、別に委託料として年度末にその分が支払われることになっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 既に年間結構な数で、病児保育が260人、病後児が162人というお話でしたので、新たな施設でやるということですので、そういった需要はあるのかなというふうに思いますけれども、ほかの保育所に通っていたり地理的な条件とかいろいろあるんだろうと思いますが、案内方については行政としても取り組む必要があるだろうと思いますし、その点はしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 田中委員の関連で、単刀直入に、今回新しく民間児童福祉施設整備事業補助金を出すということで、どこにつくられるかということを知りたいということと、あと先ほど病児と病後児の話がありましたけれども、今回の病児・病後児保育なんですか、それとも病児保育なんですか。教えてください。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、病児保育事業ということで、その中で病児対応型、病後児対応型というようなことで分かれておりますけれども、今回は病後児対応型ということでございます。

場所につきましては、今回応募があった事業者は学校法人あさひ学園でございまして、水戸の東のほうになります。

○田口委員長 東のほうってどこなの。

木本委員。

○木本委員 後で教えていただければいいんですけども、そうすると、先ほどちょっと病児と病後児の意味の違いはわかったんですけども、申請に当たってもその2つのバージョンだと、あとは施設整備のスペックにおいてもやっぱり違うということですよ。教えてください。

○田口委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 ただいまの御質問でございます。

施設のスペックというのは施設の広さとか……

○木本委員 病児型と病後児型の施設。

○鈴木幼児教育課長 施設的には同じでございます。特に病児保育するに当たりましては、一般に隔離した安静室のようなものをつくること、そしてトイレとか玄関などの出入り口も保育所と一緒につくるような場合は別々な出入り口ということで、完全に隔離するような形でつくるような形になります。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 教育費のほうの水戸城周辺歴史的建造物整備事業費というのが10, 11ページと12, 13ページの継続費で出ているんですが、今後の経過というか見通しにかかわってお聞きしたいんですけども、今回は2,080万円というふうになっていますが、この継続費のほうで全体では6億2,400万円ということで結構なお金がかかるわけですけども、要するにこの年度割の根拠はどういうことになっているのかということをお聞きしたいんですが、平成31年8月下旬に完成すれば9月下旬からの国体に間に合うのかなというようなお話もありましたけれども、その年度ごとの工期の見通しによって継続費というのが決められているということなんだろうとは思いますが、その中身をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それから、大手門二の丸隅やぐら、土堀については、別にやっているということだったと思うんですが、それは予算的には今どういうふうになっているのかも含めて、お聞かせいただければと思います。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の継続費並びに平成28年度の年割額の算出根拠でございますが、大手門の総事業費が6億2,400万円ということで、その工期が30カ月の見込みでございます。そのため、30カ月の1カ月分を今年度平成28年度の年割額として計上したものでございます。

また、この大手門につきましては、平成31年の国体に間に合うように完成を目指しておりまして、8月下旬の完成を目指して、国体に間に合うように進めてまいりたいと考えております。

続きまして、二の丸隅やぐらと土塀の現状でございますが、ただいま実施設計を出しているところでございまして、この実施設計につきましては来年の夏ごろの完成の予定でございます。それに基づきまして今後の見通しが正式にわかるということになっております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと形式的な話で恐縮なんですけれども、要するに継続費の根拠は2,080万円が1カ月で、掛ける12と掛ける5ということですね。

要するに、受注する業者への支払いとの関係でどうこうということではなくて、計上としてはそういうふうなことだということでもいいんですかね。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 御指摘のとおり期割り計算でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それで、前にもこの議論で、整備するお金が大変かかりますけれども、整備はいいと思っはいるんですが、弘道館を含め1つの拠点というか名所にするというような意味合いからすると、来た人がどこに車をとめるんだというような話がやっぱりあるんだらうと思うんですよね。そっちのほうの対応というのは何か具体的に進んでいるのか、やっていることがあるのか、その辺もお聞かせいただければと思うんですが。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

大手門と隅やぐらなどの駐車場につきましては、現在弘道館の東側にあります国などの用地を水戸市として購入しているところでございまして、そちらにお休み所やトイレ、そして駐車場などを整備していくということで、現在観光部門のほうでそちらの計画を練っているところでございます。

○田口委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 議案第125号について、2点お聞きしたいんですが、まず民生費の臨時福祉給付金で、今回国のお金が来るということで、対象者が約5万3,000人で、1万5,000円が給付されるということなんですけど、その対象者というのはこれまでと変わらないのかということと、給付の時期、また申請方法、周知方法についてお聞かせください。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

この対象者につきましては、平成28年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録をされている方で28年度の市民税の均等割が課税をされていない方ということでございます。この臨時福祉給付金につきましては、平成26年度から毎年交付をされておまして、内容的には異なっておりますけれども、平成26年度においても対象が約5万3,000人、今年においても約5万人ということで、今回の補正に対し

ては5万3,000人ということで、過去の実績から5万3,000人という数字を出しております。

あと、これからのスケジュールでございますけれども、住民基本台帳とか税情報から対象者を抽出するというので、情報システムの改修作業がございます。そういった作業を終了いたしまして、3月下旬から申請者に対して申請書を発送いたします。その後6月ぐらいまで受け付け期間を設けまして、来年度から支給を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 3月ぐらいからその申請書の送付とかが始まるということですね。

やはり低所得者に対する福祉的な要素の強い給付金だと思うんです。ですんで、なるべく対象者の方にはこれが行き渡るようにしていただきたいんですが、今5万3,000人とあったんですが、これまでの対象者の申請の割合というのはどのくらいでしょうか。

○田口委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉総務課長 平成26年度からの支給の状況なんですけれども、約8割から9割の申請をいただいている状況でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 8割から9割ということで、いろんな事情があって申請をされないという方もいらっしゃると思うんですが、情報がわからないとか、届いているのに気づかなかったとか、そういう方も実際に中にはいらっしゃるのかもしれませんが。ですんで、なるべく対象の方がわかりやすいように、また申請できるように、また速やかに給付されるように、しっかり取り組んでいただきたいなど、これは要望として申し上げておきたいと思います。

それと、もう1点、第10款教育費の社会教育総務費の水戸城周辺歴史的建造物整備事業費なんですけど、今回2,080万円の補正ということなんですけれども、改めて、今回この補正を組むことになった経緯についてお聞かせください。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 水戸城大手門の整備につきましては、11月に実施設計が完成しましたので、平成31年の国体に整備が間に合うように、本年度に補正を出させていただきまして、なるべく早い時期に入札して工事を進めていきたいと考えまして、今回案件として出させていただいた次第でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、工期に間に合わせる必要があるということで、前倒しという形で補正を組んだということで、ただ先ほどお話ありましたけれども平成31年8月ということで、もう国体ぎりぎりという状況なんですけれども、大手門に関しては何とかぎりぎり間に合いそうだということで、今回の補正にはないそのほかの土塀とか二の丸隅やぐらについての見通しというのはどうなんでしょうか。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

二の丸隅やぐらと土塀につきましては、現在実施設計をやっているところでございまして、こちらの実施

設計ができ上がるのが来年の夏ごろの見込みとなっております。その結果次第とはなりますが、現在打ち合わせをやらせていただいているところ、二の丸隅やぐら、土塀につきましては、工期が36カ月かかるというふうに言われておりますので、二の丸隅やぐらと土塀につきましては、国体までの完成は非常に難しい状況になっているところでございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

在来工法でつくるという、また昔の復元ということで非常に難しい面もあるかと思えます。ただ一つ、国体に間に合わせていくということを今まで強調してやってきたわけですね。なかなか難しいと思うんですが、なるべくスピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、前も聞いたんですが、推進体制の中で例えば官民で協働してやっていくということで、一枚瓦城主とかそういう取り組みをされていたと思います。費用の面でも非常に多くかかるわけですから、なるべくいろんな市民の方、市民以外の方も含めてですね、この復元に協力していただくというのが非常に大事ななと思うんですが、今の一枚瓦城主の寄附金についての状況がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

一枚瓦城主につきましては、現在約6,700万円の寄附が集まっているところございまして、目標の1億円を超えるというところにつきましては約3分の2の達成の状況でございます。今後より一層PRに努めまして、一枚瓦への皆様の御協力を呼びかけていきたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 順調に集まっているということですが、目標値は1億円ですね。一時期、大変これが盛り上がりましてわーっと集まっていた状況があるんですが、ここに来てちょっと落ち着いてしまったのかなという部分もありますので、やはり1人でも多くの方に協力していただいて、目標は何とか達成していただきたいと思うんですが、この一枚瓦城主の寄附を集める期間というのはいつぐらいまでやるんですか。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えします。

一枚瓦城主につきましては、昨年の4月から3年間の予定で考えておりまして、現在ちょうど中間地点というところでございますが、瓦が全部集まらなければ期間延長もあるというふうに考えておりますので、そちらにつきましては、再度実行委員会の皆様とも期間につきましては協議してまいりたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 この瓦というのは当然大手門とか土塀とか隅やぐら全部に使われるものですね。ですんでやはりしっかりと目標を持って取り組んでいただきたいと思えます。なるべくこれは完遂するような思いで取り組んでいただきたいということを申し上げて質問とさせていただきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 瓦の売れ行きが悪いということで予算に大きく響く話だというふうに思うんですが、この募集方法というのはどの範囲までやっているのでしょうか。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

一枚瓦城主につきましては、水戸市の広報紙そして新聞、雑誌などに広報を出させていただくとともに、インターネットも活用いたしまして幅広く募集しているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、地方の税制の中でふるさと納税とかですね、それから観光地等で新たな事業をするときに、そこに来た方たちに手紙を出して募集をしたり——例えば弘道館に来館された方の住所、氏名がわかっているならば、そういう方というのは当然ながら歴史的建造物については造詣が深いんだと思うんですね。ですから、そういう方たちに御寄附というか購入のお願いをしますとか、もう少し範囲を広げないと、こんなことを言ったら失礼ですけれども、残っている中に目立つ瓦はもうないんですよ。お金を出して私もやったよと、こういうふうな存在価値のある瓦はもう残っていないわけ。そうすると、やっぱりそこは善意に訴えるような方法しかないわけですから、もう少し積極果敢にと言ったらおかしいですけどもね、今は水戸市の広報紙に掲載したぐらいでお金が集まる時代じゃないと思うんですよ。ですから、もう少し、積極的にこの範囲を広げるとか方法を考えると——インターネットに掲載しても歴史的建造物に興味のある年代の方は意外とインターネットが不得手なのかなという思いもしていますんで、今、約3,300万円分残っていますよね、1億円を超えるためには。そうすると今の売り方では非常に難しいのではないかと。それから土塀ができるとすれば、今度は土塀のポイントポイントに、何か高価な寄附をしてもらってもいいような仕掛けの瓦を考えると、お金の集め方はやっぱり人の気持ちに訴えるわけですから、ここを目指したいという人たちの気持ちも尊重しながらやると。

ですから、これから土塀を三の丸ホテルさんのほうまでつくっていくとすれば、その節目節目のところのポイントの瓦を配置する。その瓦は1つ50万円、100万円と、こういうふうな形のものであっても、お金というのは集まる可能性もあるのではないかと。

ですから、従来の考え方にとらわれないで、もう少し柔らかく人の情けというか、いわゆる寄附をしていただきたい、それから私の名前が終生水戸のここに残ると、こういうふうな気持ちをちょっとくすぐりながら、方法を考えていただければいいのかなと。答弁は非常に厳しいでしょうから、意見でいいですよ。終わりにします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 生活保護費が1億8,000万円増額になっていますよね。これは例年あるものなんでしょうか、それとも今回何かふえたんでしょうか。ふえたとすればどんなことが要因と考えられるのか、この点だけすみません。

○田口委員長 齊藤生活福祉課長。

○齊藤生活福祉課長 ただいまの袴塚委員の質問にお答えいたします。

今年度の生活保護世帯の増ということが原因となっておりまして、4月から11月までに既に70世帯増加しております。その中の世帯累計別で見ましても、高齢者が36世帯と半分ぐらい高齢者世帯がふえているという状況がございます。また、世帯全体で見ましても高齢者世帯の割合は47%ぐらいございまして、全体的にも高齢者の割合が高くなっております。そうしますと、高齢者がふえれば医療費の増加等にもつながるということを見込まなければならぬため、さらにインフルエンザ等の流行等も考えたときの必要措置としての増でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私も高齢者の部類に入るのでどうか分かりませんが、今47%が高齢者世帯だということで大変厳しい現実があるのではないかなど。一方ではアベノミクスがどうのこうのという政府では浮かれて仕事をやっているわけじゃないでしょうけれども、三本の矢はどこへ行っちゃったのかなという思いでいるわけですけども、いずれにしても困った方々には適切な手を差し伸べるということが今の時代の流れだと思うんですね。ですから、しっかりとケースワーカーさん等を配置しながら十分に精査をして、そしてきめの細かい制度体制を整えていただくと同時に、就労支援、働けるということであるとすればぜひ社会復帰をしていただいて、そして収入を得ていただく、そして仕事の喜びも味わっていただくと、こういうようなことも1つの指導の中では大事なことだと、このように思っていますので、ぜひきめの細かいサービスを今後ともお続けいただきたいという意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第125号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方発言願います。

田中委員。

○田中委員 本補正予算については水戸市職員の給与に関する条例の改正と人事異動に伴う各担当課の補正というふうになっていると思うんですが、その根拠となる第126号の給与条例については総務環境委員会への付託案件であるわけなので、もちろんそのことは特別なんですが、今回の改正の基本は、平成28年度については行政職及び消防職について国に準じて平均0.2%の引き上げというようなこと等であります。勤勉手当、期末手当等もそうですね。人勸に沿って最近は上がることもあります、ずっと下がってきたような経過から見て、この点は賛成なんですけれども、29年度について言えば1点だけ、扶養手当について配偶者が今後下がっていくと、子どもについては上がるということなんですけれども、その片方下げて片方上げるというようなやり方はいかなものかというふうには思っていますが、今回の補正予算全体は29年度のことじゃないので、今後のほかの議案も賛成したいと思うんですけれども、1つだけ気になった説明があったんで聞きたいんですけれども、消防の関係なんです、議案書⑤27ページですけども、給与と人事異動に伴うものとあわせて療養休暇取得者がいらっしゃるので、その代替として雇用をするというのも入っているという御説明でありました。過去の行革特別委員会等で人事課が出した資料によると、市職員全体で、これは26年度の数字ですけども、療養休暇取得者が238人いらっしゃるというお話がありまし

た。消防本部においてはここに多分含まれているんだと思うんですけども、どれぐらいいらっしゃって、どういう状況にあるのかということをお聞きしたいと思います。

たまたま一般質問で消防職員の勤務体制について質問させていただきましたけれども、救急出動件数の増加に比して人員体制というのは特別増加もしていないというようなことで、過密な仕事になりつつあるのかなという、そういった影響もないのかなというところがちょっと気になったので、そういう療休の疾病の内容もお話できる範囲で結構ですけれども、またその対応状況もどういふふうになっているのか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 小泉参事兼消防総務課長。

○小泉消防本部参事兼消防総務課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の補正は2名の臨時職員の雇用をしたための補正でございますが、1名が本部職員で、これは精神疾患で休職をしております。それともう1名につきましては、署のほうで、これは特定疾患のために病氣療養休暇をとっているために2名の臨時職員を雇いまして補正をしたものでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 職員の健康管理ということで、特別委員会のほうではその療休人数や事由別内訳というのがあるんですけども、その心の健康のための対策ということで、例えば産業医との対応とか、要するにいろいろなアフターケア、職場復帰を目指す取り組みがあわせて必要なんだろうと思うんですけども、その点はどうかということだけ最後に聞きたいと思います。

○田口委員長 小泉参事兼消防総務課長。

○小泉消防本部参事兼消防総務課長 精神疾患の職員に関しては人事課等とよく相談をしながら連絡を密にして相談をするような体制をとっているところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 職種が普通の行政職とは違って非常に特殊でもあるし勤務の体制も違うわけなので、その点に十分配慮した対応をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第127号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第128号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、質疑のある方、発言を願います。

ないようですので、議案第131号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第132号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第103号 水戸市子ども発達支援センター条例について、御意見等がございましたら発言願います。

よろしいですか。

ないようですので、議案第103号について採決いたします。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第104号について採決いたします。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第108号について採決いたします。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について（子育て支援・多世代交流センター）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第109号について採決いたします。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事請負契約の締結について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第113号について採決いたします。

議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 (仮称) 子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第115号について採決いたします。

議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 財産の取得について(学校給食用容器(その1))についてでございますが、議案第123号 財産の取得について(学校給食用容器(その2))及び議案第124号 財産の取得について(学校給食用容器(その3))につきましても、関連がございますので、質疑と同様、これらの議案を一括して採決を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 ないようですので、議案第122号、議案第123号及び議案第124号について一括採決いたします。

議案第122号、議案第123号及び議案第124号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第122号、議案第123号及び議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 平成28年度水戸市一般会計補正予算(第3号)中第1表中歳出中第3款(民生費)及び第10款(教育費)並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管

分について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第125号について採決いたします。

議案第125号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、議案第127号について採決いたします。

議案第127号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 平成28年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第128号について採決いたします。

議案第128号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 平成28年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第131号について採決いたします。

議案第131号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 平成28年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第132号について採決いたします。

議案第132号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田口委員長 総員挙手であります。

よって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第103号ほか13件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員長報告書についてお諮りいたします。

委員長報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、請願陳情の審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました請願陳情は3件であります。

それでは、平成28年請願第3号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本請願の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、先例・申し合わせにより、請願陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取り扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは事務局お願いします。

○事務局 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の提出を求める請願。

請願趣旨。

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。奨学金制度を運営する独立行政法人日本学生支援機構によれば、2014年度実績では135万人、無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人に当たります。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。このような状況にあるにもかかわらず、政府は国立大学の授業料2015年度約54万円をさらに値上げし、2031年度には約93万円にすることを検討しています。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。

こうした現状に鑑み、貴議会において、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に意見書を提出くださいますよう、要請申し上げます。

請願事項。

1, 貸与型から給付型へ、奨学金制度を抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

2, 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止（廃止までの間、返済金は元金、利息、延滞金の順に充当）すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。

3, 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図ること。

以上です。

○田口委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減ということで、請願者から声かけもありまして私も賛同させていただきました。

この問題は、今社会的に大きな問題になっているわけですし、奨学金の平均利用額というのは約300万円というふうに言われております。月5万円借りて4年間ですと240万円、月10万円借りれば480万円というようなことで、これに利子がつく場合もあるわけですが、300万円を15年で返すとすると毎月1万7,000円ということになるんですが、それが払い切れずに自己破産するというような、卒業後の時点で大きな借金を抱えるという日本の深刻な問題はやっぱり解決しなければ、若者の将来を閉ざすことになるだろうというふうに私も思っております。

ここにもありますように、国立大学の授業料というのは平均約54万円ですが、私立ですと平均約86万円というふうに言われていまして、これが理系になればもっと100万円近い、もっと高いところもあるわけです。ですが、その親の収入が一体どうなっているかと言いますと、1998年の世帯所得の中央値というのが544万円なんですけれども、2014年には427万円と100万円以上落ち込んでいるというような中で、親には頼れない学生さんがふえ、そしてブラックバイトとか、そういう問題も起きているということだろうと思います。

ですので、国全体で取り組むべき課題であって、その貸与型から給付型へ大幅に転換をしてほしいということですか、今ある貸与型についても無利子にするというようなことで、将来ある若者が卒業後すぐに借金で苦しめられるというようなことのないようにしてほしいということでもありますので、ぜひ採択していただいて、水戸市議会として意見書を出すように取り計らうべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 平成28年請願第3号についてでございますが、今回この紹介議員の中に私どもの会派としては名前を連ねなかったんです。と申しますのも、2つございます。

1点が、6月定例会において、議会として奨学金制度の充実を求める意見書というのを可決したばかりです。議会の意思としてそういったものを既に示している、直近の議会です。ということで、それに伴って今政府のほうでも新たに給付型の奨学金を創設するということを決定して、今制度設計に入っているとい

うふうにも聞いております。ですので、そういったもので前進がもう図られていると思います。また、返済についても所得連動返還型の奨学金といったものも来年度からスタートすると聞いておりますので、そういった面でも拡充が今図られている最中であるということがあります。

もう1点が、請願者の認識に違和感があるんですが、今回の請願の趣旨の中に、政府は国立大学の授業料約54万円をさらに値上げをして2031年度には約93万円にすることを検討しているとありますが、今年の国会を私は見ていたんですが、国の補助金がなくなった場合の試算として聞かれてそういう答弁があったかと思うんですが、それについて安倍首相がそういったことは絶対はないんだということで、首相の答弁として残っていますので、こういったことが国として検討されていることはないというふうに私としては認識しております。ですので、もちろん低所得者に対する減免であるとかそういったものは必要であると思えますけれども、こういった認識にちょっと違和感を持っている部分がございますので、趣旨としてはわかりますけれども、この請願そのものを意見書としては出すのはどうなのかなという疑問を感じているところでございます。

○**田口委員長** ほかにございませんか。

袴塚委員。

○**袴塚委員** 今、高倉委員のほうからお話をいただきましたし、また田中委員からも前向きに考えたらどうかと、こういうふうなことでございました。

6月に私どもの意思決定をして、国のほうに意見書を提出しているという観点から、この件については継続をして、私たちが上げた意見書についてどのような判断をしていただけるのか、国の動向を確認しながら、この問題については検討していくべきだということで、継続審査としていただければというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○**田口委員長** それぞれ御意見をいただきました。

それでは、ただいまの平成28年請願第3号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本請願につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、平成28年請願第3号についての審査を終了いたします。

次に、平成28年請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本請願の内容につきまして事務局より朗読させます。

○**事務局** 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願。

請願の理由。

一般社団法人茨城県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、32%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験していました。さらに、39%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。

「必要な検査を断る」、「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」、「支払いを年金支給日まで待つてほしい」など患者さんの実態が明らかになりました。

本年6月2日に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、社会保障分野において、「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」を初めとする改革を進めるとしています。さらに、財務省・財政制度等審議会は改革の方向として、(1)「受診時定額負担」の導入、(2)後期高齢者の窓口負担の2割化、(3)高額療養費制度の限度額の引き上げ、(4)市販類似薬の保険外し、(5)入院時の居住代の徴収拡大など、さらなる患者負担増をもたらす制度設計を提言しています(「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議(2016年5月18日)、平成28年度予算の編成等に関する建議(2015年11月24日))。

さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。

こうしたことから、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

記。

請願事項。

高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担を継続すること。

以上です。

○田口委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 この請願も署名させていただきました。

今、国でどういう議論がされているのかというのは請願にも紹介されているわけですが、70歳以上の高齢者の高額療養費、いわゆる一定額以上の負担に達すれば、それ以上は負担しなくてもいいと、こういう制度なわけですが、この限度額の引き上げが検討されているということが1つあります。

今、C型肝炎とかリウマチとかがんについても治療効果の高いものが開発されておりますが、非常に高額だということが特徴でもあり、外来とか入院でもすぐに負担限度額に達してしまうという事例もあるわけです。

そしてもう一つは、75歳以上の窓口負担を現在の1割から2割にしていくというようなこともあります。さっきの限度額の問題でちょっと言い忘れましたが、年収区分が370万円未満の方について、外来ですと現行70歳以上は1万2,000円ですが、それを2万4,600円にするという案ですか、世帯の同じ限度額についても4万4,400円を5万7,600円にするというような検討がされているとい

う状況ですね。ですから年金生活者が非常に困窮をしていて、先ほども生活保護の高齢者の割合が非常に高いというお話もありましたけれども、ますます医療から遠ざかるということになっていかざるを得ないのかなというふうに思いますので、これ以上負担をふやすというような方向ではなくて、少なくとも現行制度を守って医療を受ける権利を保障していくということが必要なことだろうと思っておりますので、ぜひ御賛同をいただいで採択していただければなというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 本請願についてですけれども、今日の新聞を読みますと、この見直しについてある程度の論点がまとまりつつあるという報道を見ました。

今、社会で一番の大きな問題、課題というのがやはり社会保障費、医療だとか介護の費用が年々増大しているということなんだと思います。これをどうやって社会で分かち合っていくのかというのが、今一番大きな課題なんですね。これまでどおりに行った場合、それを将来世代にツケを回してしまうのか、また保険料を上げてしまうのかと、こういった論点がいろいろあると思うんですよ。ただ、そういった中でやはり今回の見直しに当たっては、高齢者であってもある程度の所得を持っている方には、ある程度御負担をいただくかと、そういう流れなんだろうなというふうに思います。

今日の新聞なんかを見ますと、例えば住民税非課税の方については従来どおり据え置くということになっております。また、いわゆる年収370万円未満の一般の区分の方については、これまでの現行の1万2,000円から1万4,000円へ2,000円引き上げるけれども、年間の上限額が14万4,000円だということで年間のトータルではこれまでと変わらないということもあります。また、370万円以上のある程度の所得のある方には、若干の御負担をいただきますが、それもある程度の上限の幅を決めているということで、本当にこのふえ続ける医療とか介護ですね、これを分かち合っていくためには、こういった方々に、心苦しい面もありますけれども、若干の負担をしていただく必要がどうしても今あるのかなと。この現実からやっぱり目を背けちゃいけないなと私も思いますので、本請願についてはちょっと賛同はできないということです。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私も負担がふえるほうの仲間だというふうに思うんですが、できれば負担はふえないほうがいい。しかしながら、社会の流れとか今の人口動態、こういったことを見ると、やっぱりある程度の応分の負担をしながら社会保障制度を守っていくことも大事なかなと思っております。

しかしながら、この案件につきましては、11月に請願を出していただいたということもございまして、もう少し委員会としていろいろな方向から調査、検討する機会もあってもいいのかなと、このように思っておりますので、今日のところは継続審査ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○田口委員長 それでは、ただいまの平成28年請願第5号につきましては、それぞれの立場から御意見をいただきました。

それでは、この際、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本請願につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、平成28年請願第5号についての審査を終了いたします。

次に、平成28年陳情第1号 朝鮮学校公費助成金交付凍結解除を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして事務局より朗読させます。

よろしくお祈りいたします。

○事務局 朝鮮学校公費助成金交付凍結解除を求める陳情。

陳情趣旨。

貴市議会は2011年に茨城朝鮮初中高級学校（水戸市千波町）への助成金を拉致問題を理由に交付停止を求める請願を採択されておりますが、本来、朝鮮学校に対する補助金交付は、子どもの教育を受ける権利や民族教育を受ける権利を保障するためのもので、あくまで教育上の観点からなされるべきものと考えます。ましてや朝鮮学校に通う生徒とは何ら無関係な外交問題や政治的事由により5年の長きにわたって憲法第14条、第26条、子どもの権利条約第30条、人種差別撤廃条約に違反して権利の侵害をし続けることは市民として到底見過ごすことができません。拉致被害者の家族会の方も朝鮮学校の公費助成や高校授業料無償化のことで拉致問題を絡めてほしくないと公言しておられます。ジュネーブの国連人権理事会からは国に対して何度も是正措置を講じるよう勧告が出されております。

水戸市には2015年4月に近世日本の教育遺産群に認定された弘道館、彰考館跡などがあります。身分制度の厳しい時代にも学問の場が広く開かれ、学びの文化と歴史が豊かに息づいているところです。ユネスコの世界文化遺産登録を目指して申請準備をしているともうかがっております。1日も早く差別的な朝鮮学校への公費助成凍結を解除して交付再開をしていただきますようここに陳情いたします。

以上です。

○田口委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 意見を言う前に、経過をちょっと確認したいと思います。

平成23年の12月議会で請願が確かに採択されました。私どもは、今回の陳情書にあるように、拉致問題等北朝鮮のさまざまな問題と、朝鮮学校にかかわる補助というのは別の問題であって、そのときの請願には賛同できないという態度をとったんですが、そのときの請願には水戸市からの補助の経過について、幾つか請願要旨の中にあるんですけども、当時、年間60万円の助成をしているということが出ているんですが、これが始まったのは昭和56年、1981年からで、平成22年には減額して60万円だというふうにあるんですけども、そういうことでいいのかということと、それからその後この採択に伴う措置としてす

ぐ停止ということにすぎなかったのか、今も停止しているということでもいいのかということ。それから補助するにはさまざまな根拠、要項とか条例があるんだろうと思うんですけども、それについては今も生きていますか、公立学校じゃない私立やいろんな教育機関に市は助成されているんだと思うんですけども、そういう制度そのものは残っているということでもよろしいのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 田中委員のただいまの御質問にお答えいたします。

本市における交付の状況でございますが、昭和56年度から平成5年度まで50万円、平成6年度から平成21年度まで70万円、平成22年度におきましては60万円を交付してきたところです。平成23年度からは交付を停止している状況でございます。

交付に当たりましては、外国人学校運営費助成に関する要項がありまして、それは現在も制定されているところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

結局、議会の意思によって停止という状態なんだろうと思うんですね。私はこの問題をどう考えるべきかということ、意見を述べさせていただきたいと思うんですけども、北朝鮮をめぐるさまざまな問題というのは、確かに見るべき前進があるかと言えばそうではないというのが実情ではあると思います。ミサイルの発射の問題とか、拉致問題についても見るべき前進がないというのは、残念ながらそういう状況にはあると思うんですね。

この問題については、6カ国協議のテーブルにのせるべく、関係各国が、さまざまな努力をして対話のテーブルにのせるという外交の問題としてやるほかないだろうというふうに思うんですね。さまざまな対立をあおるような対応を各国がとるといようなことは、やはりいい解決にはなっていないだろうというふうに思っています。ですので、そのさまざまな問題を起こすたびに抗議をしたり是正を求めたりというような取り組みは、それはそれで当然やるべき問題だと思うんですけども、当時の請願を見ますと、拉致事件解決のめどが立つまでは全面停止してほしいという、救う会いばらきから出た請願でありました。結局、まさに拉致問題が解決されなければこの助成は再開してほしいということなんですけれども、この陳情にもあるように、日本に暮らしてそこで学ぶ子どもたちに罪はないわけですし、一緒にこの水戸を第2のふるさととして学んでいくということをお応援するという観点からすれば、やはり私はこうした外交問題に絡めて停止し続けるというのはあるべき対応ではないんじゃないかというふうに思います。日本の学校に通わせることもできるけれども、この朝鮮学校の教育内容が素晴らしいということで、あえてそちらに通わせる御家庭もあるというふうにも聞いております。ですので、今全国でこういう状況になっているところについては、ぜひ再開してほしいという大きな動きもあるという中でありますので、ぜひ私は、凍結を解除して交付再開をしていただきたいという趣旨には賛同したいと思っております。

私が1期目か2期目のときちょっと記憶が定かではないんですけども、委員会として千波町の朝鮮学校を見学に行ったという例が過去にありますので、皆さんの合意ができればということになると思うんで

すけれども、ぜひ実際の教育内容、現場も見ながら、この助成金の交付再開に向けて議論していったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回の陳情ですね、恐らくこの中で言うと、私は千波町の住民ですので、朝鮮学校との距離も一番近いですし、また多くの方が住んでいますので、一住民としていろんな思い出があれば、実際に学校のイベントとかも行ったことがありますんで、そこの触れ合いが強いんですけども、確かに水戸市は5年前からこれをやっているということなんですが、田中委員が言った、全国的な動きという話になると、確か文科省が今年通達を出していましたよね、朝鮮学校に対する補助金交付について。朝鮮学校がある自治体において、その関係団体との関係性等をよく精査した上で交付を行ってほしいということで、全国的な動きからすると、実は今この公金の支出枠が保留状態の県が多いんですよね。なぜかと言うと文科省が今回そういう通達を出したので。

ですので、水戸市はそういったのに先駆けてとめているというのがあるんですけども、全国的な動きというのは、その文科省の通達にのっかって、いろんな関係団体との関係等を精査した上で交付していくということがありますので。

お答えできれば。

〔「できない」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 できない。

ですので、そういうのがありますので、どうこうという前にですね、まず前段としてそういったものを私たちが勉強させていただいて、全国的にそういった動きがどうなのかというのを調査する上で、まずは継続審査を要望したいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、ただいまの平成28年陳情第1号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申し出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、請願陳情審査を終了いたします。

次に、この際、特に執行部から3件、発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、小泉参事兼消防総務課長。

○小泉消防本部参事兼消防総務課長 それでは、平成29年水戸市消防出初式につきまして、消防総務課の提出資料によりまして御案内をさせていただきます。

消防出初式につきましては、例年千波公園西側駐車場で実施をしておりましたが、千波湖周辺における鳥インフルエンザウイルスの拡散予防対策の観点から、今回小吹町のケーズデンキスタジアム南側駐車場に変更させていただきます。

1の日時につきましては、平成29年1月8日の日曜日、例年より15分早い午前8時45分から開会させていただきますと存じます。

3の式次第でございますが、消防団長によります開会宣言に始まりまして、表彰伝達、来賓祝辞、女性防火クラブによるパレードや消防職・団員による分列行進を行います。そこまでが午前9時50分の予定をしております。

その後、アトラクションに入りまして水戸若鷺会によるはしご乗り演技を経て、午前10時20分の閉会を予定しております。

裏面に会場案内図を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。各委員の皆様方には年初めのお忙しい中、まことに恐縮に存じますが、御臨席を賜りますようよろしくお願いいたします。

消防総務課の御案内は以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

よろしいですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、この件については終了いたします。

次に、清水消防長。

○清水消防長 2枚目の赤塚消防隊の出動遅延についてでございます。

過日11月23日に石川4丁目で火災が発生した際、最直近でありました赤塚消防隊において鍵の閉じ込め、またスペアキーまで車の中に入れておいたという、大変あり得ない、あってはならないじゃなくて、あり得ないような事態が発生いたしました。

大変申しわけございませんでした。

係ることで市民の皆様のご信頼を損ない、やったことは大変申しわけないと思っております。大変申しわけございませんでした。

詳細につきましては、北消防署長の鈴木豊から説明させていただきます。

○田口委員長 鈴木北消防署長。

○鈴木北消防署長 それでは、北消防署提出資料に基づきまして、赤塚消防隊の出動遅延について御報告をさせていただきます。

1の概要でございますが、平成28年11月23日水曜日、水戸市石川4丁目4037番地の47、飛田宅で発生しました建物火災の出動におきまして、現場から一番近い赤塚出張所の消防車が鍵の閉じ込めにより出動の遅延が生じたものでございます。

裏面の地図をごらん願います。

水戸市立石川小学校の西側に黒塗りにされた建物が飛田宅でございます。

表に戻っていただきまして、2の時間経過でございますが、覚知が21時55分、最先着消防隊到着時間が22時8分でございます。最先着消防隊につきましては、桜の牧消防隊でございます。なお、赤塚出張所から消防隊と同時に出動する予定の救急隊が、22時04分に到着していたことから、鍵の閉じ込めがなければ消防隊も同時刻に到着していたと予想されます。

3の負傷者につきましては焼死者1名、火元建物の所有者でございます。

この火災でお亡くなりになられた方の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、この火災事案により市民の皆様の信頼を著しく損ない、そして本市消防への信用を大きく失墜させたものでございます。深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。今後は、鍵の管理を徹底させまして、再発防止に取り組みながら市民への信頼回復に向けまして努めてまいります。

報告は以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 あってはならないというお話もありましたが、反省のお話もあったのでそれはそのとおりなんだろうと思うんですけども、4分の差があるということになると思うんですが、21時55分から22時8分は13分ですけども、22時4分に着いていけば9分で着いたと、消火が始まったということになるんでしょうかね。

これ因果関係がどこまで言えるのかわかりませんが、亡くなっていらっしゃるの、そういう差によって、そういうことになったのかどうかとかがですね、あるいはその付近の住宅への延焼とかそういったものについても影響が出たのかどうかとか、その辺についてはどうなんでしょうか。わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 鈴木北消防署長。

○鈴木北消防署長 田中委員の御質問にお答えします。

おくれよっての死傷者があったのかという質問でございますが、基本的に赤塚消防小隊と赤塚救急小隊が同時に出ます。最先着隊の赤塚救急隊が着いたときは、もう既に火元建物は1階は火の海、2階まで延焼しておりました。また、東側の建物にも延焼拡大して最盛期だったという話を聞いております。こういう状況であれば、赤塚消防隊がたとえ最先着で着いたとしてもなかなか難しいなというふうに考えております。

また、付近の住宅への延焼でございますが、委員さん御指摘のとおり、確におくれたことによって7棟延焼してしまったということは事実でございます。ある程度の因果関係はあると我々は踏んでおりますが、そういうことで、こういうことにならないように、これからしっかりやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、再発防止ということになると思うんですが、その鍵の管理ということですから

ども、つまり、鍵が中にあっても押せばちっと手で閉めたということですよね。それが割と普通だったのかなというふうにも思うんですけども、先日緑岡出張所を見学させていただいたけれども、その鍵の管理まではよくわかりませんが、壁にひっかけてあるようなものもあったようにも思うんですけども、その辺の管理はどうなっていたんでしょうか。まずは鍵をとって着がえて乗るという流れだと思うんですけどね。どうなっていて、強化をするというのはどういうことをするのかというその点だけお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 鈴木北消防署長。

○鈴木北消防署長 通常の鍵の管理でございますが、通常は事務所の壁に鍵を置いて管理しております。常に予備鍵がございます、通常であれば機関員いわゆる運転手が身につけて四六時中持っております。今回については、袋に入れて後部座席のほうにそれを置き忘れてしまったということで、鍵がなくなってしまったという原因でございます。

今後の対策としましては、機関員が交代する際に必ず責任者の前で予備鍵の取り交わしをして身につけるということで再発防止に向けてやっております。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 赤塚消防署が出て、そしてまた援護するべき他署から出ていくと。これが消防の決まりだというふうにも思うんですね。第2隊が着いたのも4分おくられているんですか。第2隊は何時——要するに本来赤塚消防隊が着くべき時間からどのくらいおくらせて補完する他の署からは出ているのかということが1点。

これは起きちゃったんでもうしょうがない、亡くなった方には大変申しわけない言い方になっちゃうけれども、いたし方ない。とすると、今後の体制をどのようにするのかということだと思うんですよ。

それで、僕はもう少し機転が回らなかったのかという考えがある。というのはね、鍵がなかった、最後まで鍵を探した、でも鍵がないんだよ。とすれば、鍵が中にあるのが見えるんだったら、窓を割って入るとか、そういうもう少し頭がやわらかくというか、器物損壊しちゃいけないといっても人の命にかかわることだし、消防の使命としてはいち早く現着するということが現実の問題として大事なことで、そんなときに例えば裏の窓を破って入っていくとか、そういう機転があってもよかつたんじゃないかなと。これは後の祭りだから何とでも言える話なんだけれども、そういうことがあります。

それから、鍵の管理の仕方なんだけれども、本来鍵は何個あるんですか。今消防車の鍵は1台当たり何個あるんですか。

○田口委員長 鈴木北消防署長。

○鈴木北消防署長 袴塚委員の御質問にお答えします。

まず先に、鍵の管理状況でございますが、2つございました。今回メインキーと予備キーということでどちらもそれができなかったということでありましたので、先般鍵を追加しまして3つに増加しまして、今度は施設のほうで管理をしているということで万全を期しております。

2番目の質問でございますが、2着隊の桜の牧消防隊が22時8分に到着しております。通常であれば赤塚消防隊が22時4分に到着するであろうというふうに推測して、その4分の差が出てしまったということ

でございます。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると実質おくれが4分ということで、それから本来担当部署の車が一番水とりのいいところに位置するというのが消防の決まりでしょうから、そうすると第2隊の桜の牧消防隊はもうちょっと離れたところの水栓から水をとったということで、周りの人から見れば何やってんだよと、こういうことになっただけではないかなというふうに思います。

いずれにしても今回の事故は、もともと鍵が3個あったのか2個あったのか、こういうことにもなるかというふうに思うんですね。本来、消防車の鍵というのは2個なんですか、3個なんですか。この問題が起きたから3個にしたということなんですか。そうすると、全部の消防署、北署、南署、支所含めて全部3個にしたんですか。そうじゃなくてももともと3個あったんだけど、たまたまどっかに鍵がなくなっちゃって2個しかなかったと。それでその2個の鍵の消防車が今回のようなことになっちゃったということなんですか。

○田口委員長 鈴木北消防署長。

○鈴木北消防署長 消防車の鍵でございますが、赤塚出張所については2個しかありませんでした。新しく消防車を購入した際は3個ともございます。まず、ないところの消防車を今回補充をしたということでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 もうこれ以上言いませんけれども、いずれにしてもその鍵が——鍵っていうのは僕らもそうなんだけれども、やっぱり紛失したり、いろいろありますよ。そのときに、きちんと規定の数をそろえる、補充しとく、このことが鉄則である。それから持って出る人、予備で誰もがわかる場所、最悪な場合に出さなくちゃならない場所、こういう鍵の管理の仕方をしていないと、やっぱり人の生命、財産を預かる仕事をやっている方々にとっては、そういう管理の仕方まできちんと徹底していかないと、今後また起きてしまう、こういう事故につながってしまうのではないかとというふうに僕は思うんですよ。ですからぜひ、鍵の管理の仕方、それからそのときの状況に合わせて臨機応変に、隊長もしくは主軸になって出ていくその消防隊のいわゆる長ですかね、そういう方たちがもう少し頭をやわらかくしていただくと、例えば鍵が差さっている状況が見えるのであれば、当然ながらハンマーを1個持ってくれば、すぐにスタートできる話なんだよ。そこはやっぱり規律、決まりが重んじている余りに、柔らかく考えられなかったのかなと、こんなふうにも思いますけれども、いずれにしても皆さん方の仕事というのは、市の職員さんみんな同じだと思うんですが、特に生命、財産、そして一瞬のうちに、本当に大きな地域的な被害をもたらす——こういうような仕事をやっておられるわけですから、ぜひ今後の課題としてきちんと行っていただきたい。

それから、この問題に限らず、ここんところちょっと消防本部の名前が売れているんで、教育効果が上がったとか何か福祉がどうだとかというところで名前が挙がるのは違って、消防本部の名前が挙がるのはあんまりいい結果にはならないんで、できるだけ規律、決まりをもう一度引き締めていただいて、そしてしっかりとした防災、そして市民の安全安心、こういうことが保てるような行政になっていただくように再

構築をしていただきたい。要望だけしときます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

時間も経過しましたが、あと1件ですので続けさせていただきます。

次に、大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 それでは、平成29年水戸市成人の日式典の開催につきまして、生涯学習課提出資料をもとに御説明させていただきます。

成人の日式典につきましては、成人を迎えました成年男女の新しい門出を祝福するとともに、参加者に大人としての自覚を促すことを目的に開催するもので、日時は平成29年1月8日曜日、午前11時から、場所は前年同様に水戸芸術館広場において開催をいたします。

日程につきましては、午前11時から式典、11時30分からアトラクションを予定しております。

それぞれの内容につきましては、記載のとおりでございますが、実行委員会企画によるアトラクションにつきましては、昨年は抽せん会でしたが、今回は美男美女コンテストやお笑いコンビの漫才等を予定しております。

今年の対象者は、平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、人数につきましては、4月1日現在、水戸市に住民登録をされております男女合わせて2,658人となっております。

当日は、芸術館広場に卒業されました市内の中学校ごとに集合することとしておりますが、国公立17校、私立3校合わせて20校の卒業生の参加となります。

委員の皆様方には御案内を差し上げておりますので、当日御臨席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、来賓紹介につきましては、所要時間を要しまして場内のざわつきを誘発してしまう要因の1つと考えられますことや、新成人にとりまして身近な存在でございました各20校の恩師の紹介に重点を置くほうが望ましいと実行委員会からの意見も多数ございましたので、来賓紹介は行わないこととさせていただきます。御理解のほうよろしくお願い申し上げます。

また、今年1月の式典を踏まえまして、平成29年に向けた準備経過といたしましては、3月から5回の検討会を開きまして8月末にその提言を受け、実行委員の公募や推薦によりまして実行委員会を組織いたしました。実行委員会は10月中旬から昨日まで8回実施しております。来年1月の式典開催に向けまして、厳粛な式典と成人者の主体あるアトラクション等の内容審議等準備を重ねております。

さらに、式典当日におきましては、保護司会や水戸商工会議所青年部等、民間団体の協力や関係機関等の協力をいただきまして運営に万全を期してまいります。

以上で説明を終わります。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 内容等については実行委員会の皆さん方がお決めになったということで、これはこれですばらしい成人式ができるんだと、このように思っています。

ただ、教育委員会、総研を含めて、教育現場のほうにお願いしたいのは、この元気な子どもさん方を節度

を持った子どもさん方に育てていただくということが大事なんではないかと思うんですね。ですから、こんな言い方をすると大変失礼ですけれども、元気のよかった年代の子どもさんが5年たつと元気がよく成人式が行われる。これはどこでも同じような状況みたいです。したがって、最終的にその中学校を卒業するとき、いかに節度を持った生き生きとした子どもたちを育てることができるか、教育環境それから家庭環境、社会環境のあり方も問題だというふうに思いますので、教育現場におかれましてはぜひそういったことにも力点を置きながら、よろしくお願ひしたいというふうに意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

いいですか。

それでは、この件について終了いたします。

次に、開会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました開会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、来月の委員会についてお知らせいたします。

来月の委員会は、明年1月10日火曜日、午後1時30分より開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、通知は1月4日水曜日に送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時27分 散会